

独立行政法人勤労者退職金共済機構の見直し当初案について

- 独立行政法人勤労者退職金共済機構は、平成 24 年度末に第二期中期目標期間（平成 20 年度～平成 24 年度）が終了する予定である。

(※) 「独立行政法人通則法の一部を改正する法律案」が成立すれば、平成 24 年度末に中期目標期間が終了する法人の中期目標期間は、新たな行政法人制度の施行（平成 26 年 4 月予定）に合わせて、1 年間（平成 25 年度末まで）延長されることとなっていたが、同法案は、先般の衆議院の解散に伴う審査未了により、廃案となった。（今後の取扱いは未定。）

- 現行制度上、主務大臣は、独立行政法人の中期目標期間が終了する際に、独立行政法人通則法第 35 条等に基づき、「組織・業務全般の見直しについての当初案を作成し、その実現に向けて当該独立行政法人に係る国の予算の要求を行う」こととされており、現在、その見直し作業を進めているところである。

(※) 独立行政法人通則法

(中期目標の期間の終了時の検討)

第 35 条 主務大臣は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

2 主務大臣は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 審議会は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、主務大臣に勧告することができる。

(注) 評価委員会（第 2 項）：独立行政法人評価委員会（厚生労働省）

審議会（第 3 項）：政策評価・独立行政法人評価委員会（総務省）

(独) 勤労者退職金共済機構 組織・業務全般の見直し当初案

I 事務事業の見直し当初案のポイント

中小企業退職金共済事業

1 確実な退職金支給のための取組

① 一般の中小企業退職金共済事業（中退共）における退職金未請求者に対する取組

第2期中期目標期間では、新たな未請求退職金の発生防止、累積した未請求退職金の縮減対策を実施

→退職後5年以上経過した未請求者全員に対し、住所調査を実施し、住所が判明した者には請求勧奨を実施済み

※ 退職金未請求者のうち、退職金額が5万円未満の者が占める割合（平成23年度末） : 73.6%

今後は、新たな未請求退職金の発生防止に重点的に取り組む：退職直後からの取組を強化

➤ 「被共済者退職届」によって被共済者の退職時の住所把握を徹底

➤ 退職後3ヶ月及びその後一定期間経過後に退職金の請求勧奨

※ 退職後5年以上の未請求者については、既に住所が把握できており請求が見込まれる者を中心に請求勧奨を実施する等、効果をみつつ、効率的な取組を実施

② 特定業種退職金共済事業における引退者への確実な退職金支給の取組

第 2 期中期目標期間では、各年度当初において過去 3 年間共済手帳の更新がない被共済者の現況調査を実施し、手帳更新、退職金請求を勧奨

→直近の更新申請を行った事業主を通じて住所調査を実施。住所が判明した者に手帳更新、退職金請求を勧奨

※ 未更新者の中には、手帳更新を忘れていたり、時間がかかっている者と、既に引退しているにも関わらず退職金を請求していない者が混在している。

※ 被共済者は期間雇用者であり、事後的な調査によって住所を把握することが難しい。

被共済者の情報を整備し、引退者に確実に退職金を支給できるよう対策を強化

➤ 新規加入時、手帳更新時に、被共済者の住所把握を徹底

➤ 過去 3 年間及びその後一定期間経過後も未更新の被共済者に、退職金請求等を勧奨

➤ 効率的な勧奨を実施できるようシステムを整備

※ これまでに現況調査を行ってきた被共済者については、既に住所が把握できている者に対して、一定期間経過後、効果もみつつ、必要に応じ退職金の請求等を勧奨する。

2 効果的な加入促進対策の実施

独力では退職金制度を設けることができない中小零細企業の労働者が、少しでも多く退職金制度を利用できるよう、引き続き効果的な加入促進対策を実施し、加入者数の増加を図る。

- 中退共事業：中小企業が集積する大都市等での対策強化、金融機関との連携強化 等
- 特退共事業：関係官公庁及び関係事業主団体等との連携強化 等

3 財務内容の改善に向けた取組

中退共事業及び林退共事業では、平成 17 年度に策定した「累積欠損金解消計画」に沿って、累積欠損金の解消を目指してきた。解消ペースは平成 18 年度まで順調であったが、その後リーマンショック等の運用環境の悪化により、累積欠損金解消計画に比べて遅れが生じている（資産運用の実績は、概ねベンチマークと同等のパフォーマンスを達成）。

(単位:百万円)

	平成16年度末	平成17年度末	平成18年度末	平成19年度末	平成20年度末	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度末
中退共事業	228,338	86,652	15,115	156,381	349,280	195,647	205,709	174,092
解消計画目安残高		210,338	192,338	174,338	156,338	138,338	120,338	102,338
(計画との差)		(123,686)	(177,223)	(17,957)	(△192,942)	(△57,309)	(△85,371)	(△71,754)
林退共事業	1,650	1,436	1,396	1,357	1,495	1,401	1,409	1,304
解消計画目安残高		1,558	1,466	1,374	1,282	1,190	1,098	1,006
(計画との差)		(122)	(70)	(17)	(△213)	(△211)	(△312)	(△298)

市場環境の変化を踏まえ、安全かつ効率的な資産運用に努めつつ、引き続き、着実な累積欠損金の解消を図る。

勤労者財産形成促進事業

- ◎ 財形制度の普及が進んでいない中小企業に対する制度導入を後押しできるよう、中小企業に対する制度の導入及び運営に係る情報提供の充実を図る。
- ◎ 運営費交付金（財形勘定※）を平成 25 年度より廃止する予定であり、今後は、自立的な財政規律の下、安定的かつ効率的な財政運営を実施する。

※ 財形勘定（24 年度当初予算額）：399,843 千円

Ⅱ 組織・運営の見直し当初案のポイント

- ① コールセンターの充実等により、ニーズに即した相談対応、情報提供を行い、サービスを向上
- ② 各種業務の電子化、機械処理の推進により、業務を効率化するとともに、情報セキュリティの強化等、安全・確実性を向上
- ③ 業務運営の効率化等により、経費の削減を行う
- ④ 災害時の事業継続性を強化するため、システムの機能停止やデータ破損等に備えた対策を検討・実施